

平成 29 年度

財政援助団体等監査結果報告書

島田市監査委員



島 監 第 79 号

平成30年2月8日

島田市長 染 谷 絹 代 様  
島田市議会議長 福 田 正 男 様

島田市監査委員 平 林 健 互  
島田市監査委員 森 伸 一

平成29年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により提出します。

# 目 次

## 財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の結果	1
1	指定管理者の概要	1
2	施設の概要	1
3	指定管理の概要	1
4	職員配置状況	2
5	指定管理料の状況	2
6	施設の管理運営状況	2
7	施設の利用状況	4
8	経理の状況	4
9	所管課の指導等の状況	5
第7	監査所見	6

## 平成29年度財政援助団体等監査

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

### 第2 監査の対象

- 1 対象施設 島田市こども館
- 2 指定管理者 東海ビル管理株式会社
- 3 所管課 こども未来部子育て応援課

### 第3 監査の範囲

平成28年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

### 第4 監査の期間

平成29年10月13日から平成29年11月14日まで

### 第5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設について、平成28年度に市が支出した指定管理料を対象として、その管理業務が協定等に沿って適正に行われているか、経理が適正に行われているかに主眼を置き、提出された監査資料、関係書類の調査並びに指定管理者及び所管課職員からの事情聴取を行い、併せて対象施設の現地調査を行った。

### 第6 監査の結果

- 1 指定管理者の概要
  - (1) 名称 東海ビル管理株式会社
  - (2) 所在地 浜松市東区和田町708番地の1
  - (3) 設立年月 昭和53年9月
  - (4) 役員構成 代表取締役1人、取締役3人、監査役1人
- 2 施設の概要
  - (1) 名称 島田市こども館
  - (2) 所在地 島田市本通三丁目3番の3
  - (3) 開設年月 平成24年8月
  - (4) 主な設備 プレイルーム、活動室、多目的室等
- 3 指定管理の概要

平成26年度に指定管理者について公募により選定が行われ、市長は、島田市こども館条例（以下「条例」という。）第5条に規定する業務を行う指定管理者として、条例第7条の規定により東海ビル管理株式会社を指定している。市長と東海ビル管理株式会社は島田市こども館

も館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）を平成27年3月20日に締結し、指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間となっている。消費税及び地方消費税の税率の改定時期が延伸されたため、平成29年3月24日に基本協定書の変更契約を行っている。平成28年度分の島田市こども館の管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）は平成28年4月1日に締結されている。

指定管理者の行う管理業務は基本協定第6条に規定されており、次のとおりである。

- (1) プレイルーム「ぼるね」の管理運営
- (2) 活動室の管理運営（児童館機能）
- (3) 自主事業に関する業務
- (4) 指定施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定施設の管理業務に関して市長が必要と認める業務

指定管理料は基本協定第29条に規定されており、変更契約後の総額は132,746,000円である。平成28年度の指定管理料は年度協定第4条の規定により26,500,000円となっている。

#### 4 職員配置状況

平成28年度末現在の職員数は、次のとおりである。

##### (1) こども館

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| ア 館長    | 1人（正規職員）                     |
| イ 副館長   | 1人（正規職員）                     |
| ウ 受付・管理 | 16人（正規職員5人、短時間労働者2人、アルバイト9人） |
| エ 本社担当  | 1人（正規職員）                     |

#### 5 指定管理料の状況

平成28年度における指定管理料の支出の状況は、次のとおりである。

##### (1) 支出総額 26,500,000円

##### (2) 支出日

- |         |            |     |            |
|---------|------------|-----|------------|
| 第1回 支出額 | 6,625,000円 | 支出日 | 平成28年6月13日 |
| 第2回 支出額 | 6,625,000円 | 支出日 | 平成28年8月3日  |
| 第3回 支出額 | 6,625,000円 | 支出日 | 平成28年12月5日 |
| 第4回 支出額 | 6,625,000円 | 支出日 | 平成29年1月23日 |

#### 6 施設の管理運営状況

##### (1) 事業計画及び事業報告

ア 年度別事業計画書は基本協定第21条第1項の規定に基づき、平成28年4月1日に市へ提出されている。

イ 事業報告書は基本協定第24条第1項の規定に基づき、年度終了後30日以内に市へ提出されており、管理体制、事業内容、施設の利用状況、施設設備の維持管理の状況、収支状況、利用者意見等が記載されている。

ウ 月例報告書は基本協定第23条の規定により毎月終了後10日以内に作成されているが、市が受領するまでに期間を要しているものが見受けられた。月例報告書には、事

業内容、施設の利用状況、収支状況、利用者意見等が記載されている。

(2) 経理処理

ア 指定管理業務に係る経理については本社が行っているが、こども館においても勘定元帳を作成し未収金及び未払金を把握している。

イ 収入については、日計表を作成しレジスターの金額と利用者数を管理しており、加えて月計表も作成されている。

ウ 支出については3,000円までは館長決裁で処理され、それを超える金額のものは本社決裁で執行されている。小口現金で購入したものについて領収書類がこども館で管理されている。

(3) 再委託の状況

施設管理業務の第三者への委託についてはあらかじめ市の承認を得るなど適正に行われている。

(4) 要望等の対応

ア 基本協定第22条の規定に基づき、施設利用者の意見・要望等の聴取のため、「みんなの声」と称する意見箱を設置している。意見・要望があった場合、基本的にはその相手先へ回答することとしており、その内容は市に報告されている。

イ 4周年記念イベント時に利用者へアンケート調査を実施し、施設や遊具に対するニーズの把握に努めている。

(5) 施設等の修繕

指定管理者が実施する施設等の修繕については、基本協定第14条により、見積額1件100,000円以上は市が実施し100,000円未満は指定管理者が実施することとされている。基本協定の区分にしたがって修繕が実施されている。

(6) 管理備品の取扱い

指定管理者において、市から無償貸与された管理備品の経年劣化による購入実績はないが、長期的な経費節減の観点から任意に備品が購入されている。

(7) 防犯・防災対策

ア 防火管理者を選任し消防計画に基づいた防火管理と地震防災対策を講じている。

イ 業務仕様書9(6)⑤の規定により、避難訓練及び通報訓練等を年間各8回実施している。

ウ 業務仕様書9(6)⑤の規定により、緊急・救急時対策及び防犯・防災対策用のマニュアルが作成されている。

(8) 現金等の管理

ア 現金等はおおむね適正に管理されている。

イ 収入金については、職員が金融機関へ行き専用口座に入金しているが、繁忙期は週に数回程度になっている。

ウ 小口現金は執行額分が翌月補充されている。現金は手提げ金庫に入れ事務室内の施錠できる鉄庫で保管している。

(9) 自主事業

ア 自主事業として、ハロー赤ちゃん講座を年間4回実施しているが、年度別事業計画書

と比較すると、件数及び事業収入ともに少ない状況である。

イ 毎月、各種事業や講座が実施されているが、児童館事業と自主事業の違いが明確でなく自主事業としての実績は少ない。

(10) 利用促進に係る取組

- ア 開館日の拡大
- イ 独自ホームページの開設
- ウ 施設パンフレットのリニューアル
- エ プレイルーム遊具更新の提案
- オ 入場状況確認システム導入の提案

(11) 利用者会議

基本協定第47条の規定により利用者会議を開催し利用者の意見等を指定施設の運営に取り入れることとされているが、利用者会議は開催されていない。

7 施設の利用状況

平成28年度のこども館の営業日数は321日である。月曜日が祝日の場合の振替休館日の撤廃や長期休暇中の月曜日の開館により、条例と比べ開館日が14日増加している。

(1) プレイルームの状況

運動科学の先進国であるデンマーク製遊具による遊び場である（児童遊園機能）。平成28年度プレイルーム利用者数は90,669人であった。これは平成27年度の101,406人と比較すると10,737人（10.6%）減少している。利用者のうち、大人（市外）が5,039人（15.6%）未就学児が5,578人（12.8%）減少している。

(2) 活動室の状況

児童・乳幼児の親子を対象とした集団活動や各種講座が開催されている（児童館機能）。平成28年度活動室利用者数は29,081人であった。これは平成27年度の27,572人と比較すると1,509人（5.5%）増加している。

(3) 多目的室の状況

こども館イベントを実施したり、総会・研修会の会場となっている。平成28年度多目的室利用者数は2,048人であった。これは平成27年度の1,799人と比較すると249人（13.8%）増加している。

8 経理の状況

平成28年度の収支決算状況は、次のとおりである。

(1) 収支の概要

島田市こども館の収入は34,561千円であり、このうち指定管理料は26,500千円で、収入に占める割合は76.7%となっている。そのほかの主な収入は、利用料金収入8,057千円で、収入に占める割合は23.3%となっている。

また、支出は36,895千円で、主なものは人件費27,190千円、光熱水費3,040千円で、支出全体に占める割合はそれぞれ73.7%、8.2%となっている。このため、不足分2,334千円を本社からの負担金で補填している。

## (2) 収支計算書

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)	備考
収入	37,050,000	34,560,780	2,489,220	
指定管理料	26,500,000	26,500,000	0	
利用料金収入	9,500,000	8,057,280	1,442,720	
自主事業収入	1,050,000	3,500	1,046,500	
支出	37,050,000	36,895,247	154,753	
人件費	25,500,000	27,190,275	-1,690,275	法定福利費を含む
旅費 (交通費)	35,000	36,693	-1,693	
光熱水費	3,320,000	3,040,065	279,935	電気料、水道料
需用費	1,300,000	965,953	334,047	消耗品、事務用品、 修繕費
広報費	300,000	136,372	163,628	
役務費	600,000	681,385	-81,385	通信費、保険料、手 数料
委託費	2,001,000	2,001,196	-196	清掃業務、入場管理 システム保守、遊具 点検
使用料及び賃借料	70,000	230,544	-160,544	
報償費	100,000	175,000	-75,000	
備品購入費	0	213,300	-213,300	印刷機
雑費	84,000	46,807	37,193	
自主事業運営費	1,050,000	20,000	1,030,000	
消費税等	2,040,000	2,157,657	-117,657	
一般管理費	650,000	0	650,000	
収支差額	0	-2,334,467	2,334,467	

## 9 所管課の指導等の状況

- (1) 指定管理者から提出される月例報告書及び事業報告書により、管理体制、事業の実施状況、施設の利用状況、施設設備の維持管理状況、管理経費の収支状況等について確認を行っている。
- (2) 指定管理者と定例的な会議は開催していないが、必要に応じて両者間で協議を行っている。
- (3) 利用者の要望と指定管理者の提案を受け、入場管理システムと連動した入場状況確認システムの導入を図っている。
- (4) 利用料の減免手続きと減免に係る市の補填根拠が不明瞭である。



## 第7 監査所見

平成29年度は地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査のうち、公の施設の指定管理者監査を行うこととし、監査対象施設を島田市こども館として、指定管理者である東海ビル管理株式会社及び施設を所管する子育て応援課に対して監査を実施した。

監査の結果、東海ビル管理株式会社においては、基本協定に基づく利用者会議が開催されていなかったものの、施設の管理運営については協定等に基づきおおむね適正に行われているものと認められた。また、子育て応援課においては、事務処理等における不備は見受けられたものの、指定管理者の指定、指定管理料の支出等について、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、指定管理者及び所管課の事務処理等の不備については、「第6 監査の結果、6 施設の管理運営状況及び9 所管課の指導等の状況」に記載したとおりであり、早期の改善を求めるものである。

島田市こども館の利用者数は平成25年度をピークに年々減少している。これは安全面を配慮し平成26年9月以降プレイルームの一回当たりの入場可能人数を減らしたことが要因であり、その後、近隣市において類似施設が開設されたことも影響していると思われる。平成29年度には市が施設の一部改修と新しい遊具の導入を行い、利用者の回復を目指している。

指定管理者においては、児童の健全育成に適切に対応し、安全・安心を第一優先とした管理運営が行われている。指定期間当初からの開館日の拡大や入場状況確認システムの導入など積極的に管理運営に関する提案を行うとともに、本業のビル管理業や他の指定管理業務の経験を活かして、様々な広報活動や経費節減策を打ち出している。また、「プラレールひろば」などのイベントが好評を博し活動室や多目的室については前年度と比べ利用者数は増加している。このように、経営状況の把握と分析、利用者サービスの向上を重視し、児童や親子に安全で安心したあそび場の提供、清潔感ある施設づくりや交流事業が実施されていることは評価するところである。

自主事業は収益事業としてではなくプレイルームの利用者増に繋がることを目的として実施されている。活動室事業と同様、魅力ある事業を行うことにより、こども館全体の利用者が増加することを期待する。併せて、こども館が中心市街地の交流拠点施設であることを踏まえ、市や関係者とともに、施設利用者を周辺商店街へ誘導する仕掛けづくりにも取り組まれない。

所管課においては必要に応じて指定管理者との協議やイベントへの参加を行うなど積極的な関わりをしている。今後も指定管理者の意見や要望を把握、吟味し、こども館の利用者増と効率的運営のため、調整を図られたい。

こども館は平成29年度に施設の一部改修を行って利用者の回復と新規開拓を狙っているが、近隣の類似施設との差別化や利用者の要望に応えるため、引き続き効果的な広報戦略や新規事業の企画立案などが求められる。こども館が児童の健全育成や多世代の人々の交流を促し、併せて中心市街地の賑わいの創出に寄与する施設となることを期待するものである。